

契約締結前の説明義務違反による債務不履行責任の有無
(最判小2平成23年4月22日民集65巻3号1405頁))

大阪学院大学大学院教授 細 見 利 明

1 事案の概要

- (1) 上告人（被告，控訴人）は，在日韓国人のための民族系金融機関であり，中小企業等協同組合法に基づいて設立された信用協同組合であるが，経営が破綻して解散した。被上告人（原告，被控訴人）らは上告人への出資者（組合員）である。
- (2) 被上告人らは，上告人に対し，それぞれ500万円を出資して組合員になっていたところ，被上告人の破綻により出資金が回収できなくなったが，これは出資前に上告人が債務超過の状態である等，経営状況を十分に説明しなかったためであり上告人には債務不履行責任があると主張し，上告人に対し，出資金相当額と遅延損害金の支払を求める訴訟を提起した。なお，被上告人らは，不法行為に基づく損害賠償請求権・出資契約の詐欺取消し若しくは錯誤無効を理由とする不当利得返還請求権を主位的請求としていたが，これらについては消滅時効が完成しているとして1審でも控訴審でも排斥されたところ，この部分は，被上告人らが不服申立てをしなかったので，同部分は最高裁の審理判断の対象となっていない。
- (3) 第1審も控訴審も，予備的請求である債務不履行による損害賠償請求を認容した。控訴審判決は次のように判示している。
- ア 1審被告が，実質的な債務超過の状態にあつて経営破綻の現実的な危険があることを説明しないまま，1審原告らに対して本件各出資を勧誘したことは，信義則上の説明義務に違反する。
- イ 本件説明義務違反は，本件各出資契約が締結される前の段階において生じたものではあるが，およそ社会の中から特定の者を選んで契約関係に入ろうとする当事者が，社会の一般人に対する不法行為上の責任よりも一層強度の責任を課されることは，当然の事理というべきであり，当該当事者が契約関係に入った以上は，契約上の信義則は契約締結前の段階まで遡って支配するに至るとみるべきであるから，本件説明義務違反は，不法行為を構成するのみならず，本件各出資契約上の付随義務違反として債務不履行をも構成する。

2 最高裁判決（破棄自判，請求棄却）

「原審の上記判断のうち，本件説明義務違反が上告人の本件各出資契約上の債務不履行を構成するとした部分は，是認することができない。その理由は，次のとおりである。契約の一方当事者が，当該契約の締結に先立ち，信義則上の説明義務に違反して，当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を相手方に提供しなかつ

た場合には、上記一方当事者は、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害につき、不法行為による賠償責任を負うことがあるのは格別、当該契約上の債務の不履行による賠償責任を負うことはないというべきである。

なぜなら、上記のように、一方当事者が信義則上の説明義務に違反したために、相手方が本来であれば締結しなかったはずの契約を締結するに至り、損害を被った場合には、後に締結された契約は、上記説明義務の違反によって生じた結果と位置付けられるのであって、上記説明義務をもって上記契約に基づいて生じた義務であるということは、それを契約上の本来的な債務というか付随義務というかにかかわらず、一種の背理であるといわざるを得ないからである。契約締結の準備段階においても、信義則が当事者間の法律関係を規律し、信義則上の義務が発生するからといって、その義務が当然にその後締結された契約に基づくものであるということにならないことはいうまでもない。

このように解すると、上記のような場合の損害賠償請求権は不法行為により発生したものであるから、これには民法724条前段所定の3年の消滅時効が適用されることになるが、上記の消滅時効の制度趣旨や同条前段の起算点の定めに鑑みると、このことにより被害者の権利救済が不当に妨げられることにはならないものというべきである。」

3 私見

(1) 伝統的な民法の解釈からすれば、法定債権（事務管理、不当利得、不法行為による債権）はそれぞれの債権発生原因事実により発生し、それ以外の債権は、「契約」の成立により発生する。したがって、法定債権の場合を除けば、契約が成立していないのに債権が発生するはずはないのであり、契約成立に向けて交渉中であったとしても契約が成立していない限りは、契約により発生する債権が契約によらずして発生するはずはない。最高裁判決が判示するとおりである。控訴審判決はもっともらしいことを述べて債権の発生と債務不履行責任を肯定しているが、述べているところの内容が空疎である。「特定の者を選んで契約関係に入ろうとする当事者が、社会の一般人に対する不法行為上の責任よりも一層強度の責任を課される」などと述べているが、そのような法律の規定は存在しないから、これは裁判官の勝手な決めつけとしか言いようがない。原審の裁判官は、まずは1審原告を勝たそうという結論を決めてから理由に入るから訳のわからない理由を書かざるを得なかったのである。

(2) 明確な法律の規定がない限り、「説明義務」の存在などは真っ向から否定すべきである。契約交渉に際し、重要事項を相手方に説明しなければ契約に応じてもらえないだけであり、相手方に重要事項を説明しなければならない債務などは存在しない。例外の一つは消費者契約である。事業者と消費者との消費者契約については、事業者から重要事項の説明がなかったときには消費者は意思表示を取り消して不当利得として交付物の返還を請求することが認められている（消費者契約法4条2項）。他の例外としては宅地建物取引業者の説明義務がある。宅地建物取引業者は、宅地又は建物を

取得したり借りたりしようとしている者に対し、取引主任者をして法が定める重要事項を記載した書面を交付して説明させなければならない（宅地建物取引業法 35 条 1 項）。

- (3) これらの法律に定める例外の場合を除けば、「説明義務」などは存在しないのであり、本件の第 1 審判決や原判決が判示した説明義務は裁判官による法律の創造以外の何物でもない。なお、「契約締結前の過失責任」として論じられるこの種の問題については、民法改正により明文化することの是非が政府の委員会で論じられているとの情報がある。